

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p> <p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p> <p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計</p>	<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p> <p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p> <p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計</p>

画の内容の著しい変更を伴うものは、様式第3「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

(2) 所管都道府県知事は、様式第4「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

#### 4. 交付の決定について

(1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)で交付決定又は変更交付決定が行われたときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を交付対象事業者に送付するものとする。

#### 5. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日(以下「完了予定期日」という。)を変更しようとする場合は、様式第5「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて大臣に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、第3項に規定する交付金の交付決定変更の申請によること。

画の内容の著しい変更を伴うものは、様式第3「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

(2) 所管都道府県知事は、様式第4「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

#### 4. 交付の決定について

(1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)で交付決定又は変更交付決定が行われたときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を交付対象事業者に送付するものとする。

#### 5. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日(以下「完了予定期日」という。)を変更しようとする場合は、様式第5「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて大臣に報告し、その指示を受けるものとする。

ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、第3項に規定する交付金の交付決定変更の申請によること。

## 6. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| (1) 交付金交付申請書               | 様式第1  |
| (2) 交付金交付申請報告書             | 様式第2  |
| (3) 交付金交付決定変更申請書           | 様式第3  |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書         | 様式第4  |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書     | 様式第5  |
| (6) 交付金中止（廃止）承認申請書         | 様式第6  |
| (7) 交付金事業実績報告書             | 様式第7  |
| (8) 交付金事業年度終了実績報告書         | 様式第8  |
| (9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書 | 様式第9  |
| (10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書    | 様式第10 |

## 7. 事業費の費目の内容及び算定方法について

- (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び別表2の第Ⅰ欄及び第Ⅱ欄並びに別表3及び別表4の第1欄及び第2欄、別表5の交付金上限額（うち管工事費分）に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

- (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び別表2の第Ⅰ欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第Ⅳ欄に掲げる基準額並びに別表3及び別表4の第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

## 6. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| (1) 交付金交付申請書               | 様式第1  |
| (2) 交付金交付申請報告書             | 様式第2  |
| (3) 交付金交付決定変更申請書           | 様式第3  |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書         | 様式第4  |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書     | 様式第5  |
| (6) 交付金中止（廃止）承認申請書         | 様式第6  |
| (7) 交付金事業実績報告書             | 様式第7  |
| (8) 交付金事業年度終了実績報告書         | 様式第8  |
| (9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書 | 様式第9  |
| (10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書    | 様式第10 |

## 7. 事業費の費目の内容及び算定方法について

- (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び別表2の第Ⅰ欄及び第Ⅱ欄並びに別表3及び別表4の第1欄及び第2欄、別表5の交付金上限額（うち管工事費分）に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

- (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び別表2の第Ⅰ欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第Ⅳ欄に掲げる基準額並びに別表3及び別表4の第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

#### 8. 交付金の中止又は廃止について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第6「交付金中止（廃止）承認申請書」を第2項の交付金の交付の申請の申請に準じて提出して承認を受けなければならない。

#### 9. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

#### 10. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

#### 11. 実績報告

(1) この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

#### 8. 交付金の中止又は廃止について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第6「交付金中止（廃止）承認申請書」を第2項の交付金の交付の申請の申請に準じて提出して承認を受けなければならない。

#### 9. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

#### 10. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

#### 11. 実績報告

(1) この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実

績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

なお、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第8「交付金事業年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出しなければならない。

- (2) 第20項(1)イ、ウ、エ及びケ並びに第20項(3)ア及びイに係る施設保全計画については、事業最終年度の様式第7「交付金事業実績報告書」に添付すること。

## 12. 交付金の額の確定等

- (1) この交付金の額の確定については、「循環型社会形成推進交付金等の額の確定について」(令和3年2月4日付け環循適発第2102043号環境省環境再生・資源循環局長通知)に基づき行うこととする。

- (2) 都道府県知事は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- (3) (2)の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 13. 交付金の支払

交付金は、第12項により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとす

績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

なお、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第8「交付金事業年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出しなければならない。

- (2) 第20項(1)イ、ウ、エ及びケ並びに第20項(3)ア及びイに係る施設保全計画については、事業最終年度の様式第7「交付金事業実績報告書」に添付すること。

## 12. 交付金の額の確定等

- (1) この交付金の額の確定については、「循環型社会形成推進交付金等の額の確定について」(令和3年2月4日付け環循適発第2102043号環境省環境再生・資源循環局長通知)に基づき行うこととする。

- (2) 都道府県知事は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- (3) (2)の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 13. 交付金の支払

交付金は、第12項により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとす

る。ただし、環境大臣が必要であると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

#### 14. 交付決定の取消し等

(1) 環境大臣は、第8項による交付対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

ア. 市町村が、法令等若しくは交付要綱及びこの交付取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

イ. 市町村が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

ウ. 市町村が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

エ. 天災地変その他交付金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対象事業を遂行することができない場合(市町村の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

(2) 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(3) 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(4) (2)に基づく交付金の返還については、第12項(3)(ただし書きを除く。)の規定を準用する。

る。ただし、環境大臣が必要であると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

#### 14. 交付決定の取消し等

(1) 環境大臣は、第8項による交付対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

ア. 市町村が、法令等若しくは交付要綱及びこの交付取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

イ. 市町村が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

ウ. 市町村が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

エ. 天災地変その他交付金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対象事業を遂行することができない場合(市町村の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

(2) 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(3) 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(4) (2)に基づく交付金の返還については、第12項(3)(ただし書きを除く。)の規定を準用する。

## 15. 事後評価

(1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。)第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。

イ. 事後評価の報告は、様式第9「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。

ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を目標年度の翌年度の6月末までに都道府県知事に提出するものとする。

エ. 都道府県知事は、ウ. により提出された報告書の内容を評価し、所見を付して目標年度の翌年度の7月末までに環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

(2) (1) の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。

ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を様式第10「循環型社会形成推進地域計画改善計画書」により作成して、(1)イの報告書に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ. 都道府県知事は、ア. により提出された計画書の内容を評価し、所見を付して(1)エの報告と併せて環境大臣に提出するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

(3) 市町村は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、或いは事後

## 15. 事後評価

(1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。)第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。

イ. 事後評価の報告は、様式第9「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。

ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を目標年度の翌年度の6月末までに都道府県知事に提出するものとする。

エ. 都道府県知事は、ウ. により提出された報告書の内容を評価し、所見を付して目標年度の翌年度の7月末までに環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

(2) (1) の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。

ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を様式第10「循環型社会形成推進地域計画改善計画書」により作成して、(1)イの報告書に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ. 都道府県知事は、ア. により提出された計画書の内容を評価し、所見を付して(1)エの報告と併せて環境大臣に提出するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

(3) 市町村は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、或いは事後

評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、(1)の報告書及び(2)の改善計画書の内容を反映させるものとする。

(4) 事後評価を行った市町村は、都道府県知事の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

#### 16. 電子情報処理組織による申請等

(1) 交付対象事業者は、第2項の規定に基づく交付の申請、第3項の規定に基づく変更交付の申請、第5項の規定に基づく交付対象事業の完了予定期日の変更報告、第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第10項の規定に基づく状況報告等、第11項の規定に基づく実績報告、第15項の規定に基づく事後評価については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(2) 都道府県知事は、第2項の規定に基づく交付の申請報告、第3項の規定に基づく変更交付の申請報告、第12項の規定に基づく額の確定等については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

#### 17. 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、第16項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

#### 18. その他

特別の事情により、第1項(2)、第7項及び第11項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、(1)の報告書及び(2)の改善計画書の内容を反映させるものとする。

(4) 事後評価を行った市町村は、都道府県知事の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

#### 16. 電子情報処理組織による申請等

(1) 交付対象事業者は、第2項の規定に基づく交付の申請、第3項の規定に基づく変更交付の申請、第5項の規定に基づく交付対象事業の完了予定期日の変更報告、第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第10項の規定に基づく状況報告等、第11項の規定に基づく実績報告、第15項の規定に基づく事後評価については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(2) 都道府県知事は、第2項の規定に基づく交付の申請報告、第3項の規定に基づく変更交付の申請報告、第12項の規定に基づく額の確定等については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

#### 17. 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、第16項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

#### 18. その他

特別の事情により、第1項(2)、第7項及び第11項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



## 19. 交付の対象となる事業の細目基準

交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

## 20. 交付対象事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業及び施設整備に関する計画支援事業についてはこの限りではない。）。

### (1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第6項まで、第11項、第15項及び第16項の事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用及び廃棄物処理の有料化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

## 19. 交付の対象となる事業の細目基準

交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

## 20. 交付対象事業の範囲

交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業及び施設整備に関する計画支援事業についてはこの限りではない。）。

### (1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項まで、第12項、第16項及び第17項の事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用及び廃棄物処理の有料化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ. のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

(削除)

オ. エネルギー回収型廃棄物処理施設 (削除) のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

カ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設 (削除) 及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ. のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収推進施設のうち、ごみ焼却施設については、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設を整備するものに限る。

カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

キ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を

ク. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力300t/日以上)の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。)及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ケ. 上記ク.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

コ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置(移動式を含む)を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

カ. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

## (2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項まで、第11項、第15項、及び第16項の事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、第20項(1)カ及びキに定める事業、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業(解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。)及び廃焼却施設の跡

含む。

ケ. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力300t/日以上)の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。)及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

コ. 上記ケ.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

サ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置(移動式を含む)を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

シ. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

## (2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第8項まで、第12項、第16項、及び第17項の事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、第20項(1)キ及びクに定める事業、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業(解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。)及び廃焼却施設の跡

地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

### (3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第8項、第9項、及び第14項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3）については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）については、し尿処理

地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

### (3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第9項、第10項、及び第15項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3）については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）については、し尿処理

施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が20%以上削減されるものであり、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ウ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。

#### (4) 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業

漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第10項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。

#### (5) 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第12項及び第13項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 浄化槽設置整備事業は、令和3年12月20日付け環循適発第2112204号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

イ. 公共浄化槽等整備推進事業は、令和3年12月20日付け環循適発第2112204号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業であること。

施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が20%以上削減されるものであり、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ウ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。

#### (4) 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業

漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第11項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。

#### (5) 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第13項及び第14項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 浄化槽設置整備事業は、令和3年12月20日付け環循適発第2112204号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

イ. 公共浄化槽等整備推進事業は、令和3年12月20日付け環循適発第2112204号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業であること。

ウ. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第4項に規定する事業としての、公共浄化槽等整備推進事業は、令和2年3月31日付け環循適発第20033115号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(6) 施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第17項の事業とする。

21. 交付対象事業者の範囲

交付要綱別表1の第1項から第4項まで、第6項から第8項まで及び第17項（同別表第1項から第4項まで及び第6項から第8項までの事業に係るものに限る）の事業の交付対象事業者は、地域計画の対象区域（交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島及び山村地域並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項により公示された過疎地域を除く。）の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（同法第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

22. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、（削除）エネルギー回収推進施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終

ウ. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。）第2条第4項に規定する事業としての、公共浄化槽等整備推進事業は、令和2年3月31日付け環循適発第20033115号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

(6) 施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第18項の事業とする。

（新設）

21. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、エネルギー回収推進施設、廃棄物

処分場とする（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設、(削除) 廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（9）、（11）から（13）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

#### （1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備

運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場とする（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設、エネルギー回収推進施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（9）、（11）から（13）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

#### （1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備

<p>⑱換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備</p> <p>㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>㉒前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>㉓前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>㉔管理棟</p> <p>㉕構内道路</p> <p>㉖構内排水設備</p> <p>㉗搬入車両に係る洗車設備</p> <p>㉘構内照明設備</p> <p>㉙門、囲障</p> <p>㉚搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>㉛電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉜前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。</p> <p>(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設、<u>(削除)</u> 高効率ごみ発電施設</p> <p>ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）</p> <p>②前処理設備</p> <p>③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備</p> <p>④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備</p> <p>⑤燃焼ガス冷却設備</p> <p>⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）</p> <p>⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）</p>	<p>⑱排水処理設備</p> <p>⑱換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備</p> <p>㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>㉒前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>㉓前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>㉔管理棟</p> <p>㉕構内道路</p> <p>㉖構内排水設備</p> <p>㉗搬入車両に係る洗車設備</p> <p>㉘構内照明設備</p> <p>㉙門、囲障</p> <p>㉚搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>㉛電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉜前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。</p> <p>(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設、<u>エネルギー回収推進施設</u>、高効率ごみ発電施設</p> <p>ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）</p> <p>②前処理設備</p> <p>③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備</p> <p>④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備</p> <p>⑤燃焼ガス冷却設備</p> <p>⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）</p>
---	--



- ⑧通風設備
  - ⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
  - ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
  - ⑪搬出設備
  - ⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
  - ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
  - ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
  - ⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑱前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑲搬入車両に係る洗車設備
  - ⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑱の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

### （3）廃棄物運搬中継施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・搬出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤再生利用に必要な保管のための設備
- ⑥再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑦搬出設備

- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
  - ⑧通風設備
  - ⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
  - ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
  - ⑪搬出設備
  - ⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
  - ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
  - ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
  - ⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑱前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑲搬入車両に係る洗車設備
  - ⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- イ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑱の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

### （3）廃棄物運搬中継施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・搬出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤再生利用に必要な保管のための設備
- ⑥再生利用に必要な展示、交換のための設備

- ⑧排水処理設備
- ⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑩冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品 (ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。)
- ⑬前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑭管理棟
- ⑮構内道路
- ⑯構内排水設備
- ⑰搬入・搬出車両に係る洗車設備
- ⑱構内照明設備
- ⑲門、囲障
- ⑳搬入・搬出道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(4) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備 (搬入・退出路を除く。)
- ②前処理設備 (汚泥濃縮装置 (移動式を含む))
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備 (発生ガス等の利用設備を含む。)
- ⑧残さ処理設備

- ⑦搬出設備
- ⑧排水処理設備
- ⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑩冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品
- ⑬前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑭管理棟
- ⑮構内道路
- ⑯構内排水設備
- ⑰搬入・搬出車両に係る洗車設備
- ⑱構内照明設備
- ⑲門、囲障
- ⑳搬入・搬出道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(4) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備 (搬入・退出路を除く。)
- ②前処理設備 (汚泥濃縮装置 (移動式を含む))
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備
- ⑤活性汚泥法処理設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備 (発生ガス等の利用設備を含む。)

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑮前各号の設備の設置に必要な建築物

⑯搬入車両に係る洗車設備

⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑱前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑮の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (5) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用

⑧残さ処理設備

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑮前各号の設備の設置に必要な建築物

⑯搬入車両に係る洗車設備

⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑱前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑮の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (5) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (6) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (6) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (7) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策又は災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

ア. ごみ焼却施設

①受入・供給設備

②前処理設備

③メタン発酵設備

④燃焼（熔融）設備

⑤熱回収（排ガス冷却）設備

⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）

⑧通風設備

⑨灰出し設備

⑩焼却残さ熔融設備

⑪発酵残さ処理設備

⑫給水設備

⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑭電気設備

⑮計装設備

⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑱前各号の設備の設置に必要な建築物

⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

#### (7) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策又は災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

ア. ごみ焼却施設

①受入・供給設備

②前処理設備

③メタン発酵設備

④燃焼（熔融）設備

⑤熱回収（排ガス冷却）設備

⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）

⑧通風設備

⑨灰出し設備

⑩焼却残さ熔融設備

⑪発酵残さ処理設備

⑫給水設備

⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑭電気設備

⑮計装設備

⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑱前各号の設備の設置に必要な建築物

イ. し尿処理施設

- ①機械・電気共通設備
- ②受入貯留・前処理設備
- ③主処理設備
- ④高度処理設備
- ⑤消毒・放流設備
- ⑥汚泥処理設備
- ⑦資源化設備
- ⑧脱臭処理設備
- ⑨取排水設備
- ⑩電気設備
- ⑪中央監視・計装設備
- ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

ウ. リサイクルセンター

- ①受入・供給設備
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧搬出設備
- ⑨排水処理設備
- ⑩電気設備

⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ. し尿処理施設

- ①機械・電気共通設備
- ②受入貯留・前処理設備
- ③主処理設備
- ④高度処理設備
- ⑤消毒・放流設備
- ⑥汚泥処理設備
- ⑦資源化設備
- ⑧脱臭処理設備
- ⑨取排水設備
- ⑩電気設備
- ⑪中央監視・計装設備
- ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

ウ. リサイクルセンター

- ①受入・供給設備
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧搬出設備
- ⑨排水処理設備

- ⑪計装設備
  - ⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑯管理棟
  - ⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- エ. スtockヤード
- ①受入・供給設備
  - ②破碎・破袋設備
  - ③圧縮設備
  - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
  - ⑤再生利用に必要な保管のための設備
  - ⑥搬出設備
  - ⑦排水処理設備
  - ⑧電気設備
  - ⑨計装設備
  - ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑬前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑭管理棟
  - ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

- ⑩電気設備
  - ⑪計装設備
  - ⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑯管理棟
  - ⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- エ. スtockヤード
- ①受入・供給設備
  - ②破碎・破袋設備
  - ③圧縮設備
  - ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
  - ⑤再生利用に必要な保管のための設備
  - ⑥搬出設備
  - ⑦排水処理設備
  - ⑧電気設備
  - ⑨計装設備
  - ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑬前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑭管理棟
  - ⑮電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

(8) 漂流・漂着ごみ処理施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤除塩設備
- ⑥分別収集回収拠点の設備
- ⑦その他、地域の実情に応じて、漂流・漂着ごみの処理の推進に資する設備
- ⑧前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑨前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑩前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑪管理棟
- ⑫構内道路
- ⑬構内排水設備
- ⑭搬入車両に係る洗車設備
- ⑮構内照明設備
- ⑯門、囲障
- ⑰積出施設、揚陸施設、搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備
- ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑲前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(9) コミュニティ・プラント

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備
- ③消毒設備

(8) 漂流・漂着ごみ処理施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤除塩設備
- ⑥分別収集回収拠点の設備
- ⑦その他、地域の実情に応じて、漂流・漂着ごみの処理の推進に資する設備
- ⑧前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑨前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑩前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑪管理棟
- ⑫構内道路
- ⑬構内排水設備
- ⑭搬入車両に係る洗車設備
- ⑮構内照明設備
- ⑯門、囲障
- ⑰積出施設、揚陸施設、搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備
- ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑲前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(9) コミュニティ・プラント

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備



<p>④汚泥処理設備</p> <p>⑤脱臭設備</p> <p>⑥換気、除じん等に必要な設備</p> <p>⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備</p> <p>⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する柵、取付管、マンホール等の設備</p> <p>⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備</p> <p>⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑫前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑬管理棟</p> <p>⑭構内道路</p> <p>⑮構内排水設備</p> <p>⑯搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑰構内照明設備</p> <p>⑱門、囲障</p> <p>⑲搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉑前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>(10) 浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業</p> <p>ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①浄化槽</p> <p>②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>③窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>④高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>⑤高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p>	<p>③消毒設備</p> <p>④汚泥処理設備</p> <p>⑤脱臭設備</p> <p>⑥換気、除じん等に必要な設備</p> <p>⑦冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備</p> <p>⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する柵、取付管、マンホール等の設備</p> <p>⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備</p> <p>⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑫前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑬管理棟</p> <p>⑭構内道路</p> <p>⑮構内排水設備</p> <p>⑯搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑰構内照明設備</p> <p>⑱門、囲障</p> <p>⑲搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉑前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>(10) 浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業</p> <p>ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①浄化槽</p> <p>②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>③窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>④高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p>
--	---

⑥窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑦窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

⑧BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑨BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

イ. なお、既設の浄化槽の改築に係る交付対象設備は、災害に伴い必要となった既設の浄化槽の改築については次の①～⑤に掲げるものであること。また、市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく改築については、次の①～⑥に掲げるものであること。

①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

②その他の汚水処理設備

③消毒設備

④脱臭設備

⑤換気、除じん等に必要な設備

⑥その他本体設備

ウ. ア. ①～⑨の設備を設置する際に必要となる工事費として、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換として適用される場合に限り、宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管）を含むものとする。

エ. ア. ①～⑨の設備を共同浄化槽（浄化槽設置整備事業（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る。）及び公共浄化槽等整備推進事業に限り、計画処理対象人員原則 100 人以内）として設置する際に必要となる工事費として、共同浄化槽への流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）を含むものとする。

#### (11) 廃棄物処理施設基幹的設備改造

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②燃焼設備・醗酵設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの処理に必要な設備

③燃焼ガス冷却設備

⑤高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

⑥窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑦窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

⑧BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽

⑨BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽

イ. なお、既設の浄化槽の改築に係る交付対象設備は、災害に伴い必要となった既設の浄化槽の改築については次の①～⑤に掲げるものであること。また、市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく改築については、次の①～⑥に掲げるものであること。

①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備

②その他の汚水処理設備

③消毒設備

④脱臭設備

⑤換気、除じん等に必要な設備

⑥その他本体設備

ウ. ア. ①～⑨の設備を設置する際に必要となる工事費として、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換として適用される場合に限り、宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管）を含むものとする。

エ. ア. ①～⑨の設備を共同浄化槽（浄化槽設置整備事業（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る。）及び公共浄化槽等整備推進事業に限り、計画処理対象人員原則 100 人以内）として設置する際に必要となる工事費として、共同浄化槽への流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）を含むものとする。

#### (11) 廃棄物処理施設基幹的設備改造

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②燃焼設備・醗酵設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの処理に必要な設備

- ④排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の補完施設

(12) 可燃性廃棄物直接埋立施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の補完施設

(12) 可燃性廃棄物直接埋立施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

### (13) 焼却施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑥余熱利用設備

⑦通風設備

⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑬薬剤、水、燃料の保管のための設備

⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑲前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

### (13) 焼却施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑥余熱利用設備

⑦通風設備

⑧灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑬薬剤、水、燃料の保管のための設備

⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑭の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

附則

1. 本要領は、令和4年4月1日に施行し、令和4年度(削除)予算にかかる交付金事業から適用する。

2. 交付要綱別表1の第3項のエネルギー回収推進施設及び第4項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。

3. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行日の前日までに所管都道府県を經由して環境大臣に提出された地域計画（当該計画を延長する場合等を含む。）に基づき交付要綱別表1第1項から第4項まで、第6項から第8項まで及び第17項の事業を行う場合は、第21項の規定は適用しない。

別表1、I、II、III（略）

別表2、3、4、5（略）

⑰前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑭の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

附則

1. 本要領は、令和3年12月20日に施行し、令和3年度補正予算にかかる交付金事業から適用する。

2. 交付要綱別表1の第3項のエネルギー回収推進施設及び第4項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。

(新設)

別表1、I、II、III（略）

別表2、3、4、5（略）

様式第1 交付金交付申請書

様式1-1

識別番号  
文書番号  
年 月 日

環境大臣 殿

申請者 氏名

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請書

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 循環型社会形成推進地域計画承認通知年月日：
- 2 循環型社会形成推進地域計画期間：
- 3 交付申請額表

(単位：千円)

交付対象事業	交付金額
令和〇〇年度当初予算分	
(内 訳)	
令和〇〇年度（令和〇〇年度からの当初予算繰越分）	
(内 訳)	
令和〇〇年度（令和〇〇年度からの補正予算繰越分）	
(内 訳)	

(備考) 本様式に様式1-2～1-3及び様式1-4（ごみ焼却施設の新設に係る事業の初年度の申請時のみ）並びに様式1-5～1-7（ごみ焼却施設の新設に係る事業の申請の都度）をあわせたものが申請書である。なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びエネルギー回収推進施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、20.（1）カの要件を満たすことがわかる資料（様式自由）を添付すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式 1 - 2 (浄化槽設置整備事業)

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表 (交付申請)

(単位: 千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
施設区分 (事業名)		浄化槽設置整備事業	
全体事業	総事業費	1 / 3 事業	交付限度額 (A / 3) ※千円未満切捨 L
全体事業	交付対象事業費 (1 / 3 事業) A		前年度まで M
全体事業	交付対象事業費 (1 / 2 事業) B		今年度 N
当該年度事業	総事業費		合計 (M + N) O
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象事業費)			進捗率 (O / A) ※小数点以下第 5 位まで表示 P
浄化槽設置 (別紙内訳 1. 浄化槽設置の合計額) C		過年度受入済額 Q	
宅内配管工事 (別紙内訳 2. 宅内配管工事の合計額) D		単年度交付額 (L × P - Q) ※千円未満切捨 R	
撤去 (別紙内訳 3. 撤去の合計額) E		1 / 2 事業	交付限度額 (B / 2) ※千円未満切捨 S
雨水貯留槽等再利用 (別紙内訳 4. 雨水貯留槽等再利用の合計額) F			前年度まで T
既設浄化槽の改築 (別紙内訳 5. 既設浄化槽の改築の合計額) G			今年度 U
浄化槽整備効率化事業 (別紙内訳 6. 浄化槽整備効率化事業の合計額) H			合計 (T + U) V
小計 (C ~ H の計) I			進捗率 (V / B) ※小数点以下第 5 位まで表示 W
控除額 J		過年度受入済額 X	
交付対象事業費 (I - J) K		単年度交付額 (S × W - X) ※千円未満切捨 Y	
		単年度交付額 (R + Y) ※計算上の上限額	
		交付金額 (申請額)	

※欄 (行、列) の追加削除を行わないこと。

1. 浄化槽設置 (単位:千円)

区分		通常			豪雪地帯又は特別豪雪地帯			小計
		基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	
浄化槽	5人槽	332			352			
	6~7人槽	414			441			
	8~10人槽	548			588			
	11~20人槽	939			1,002			
	21~30人槽	1,472			1,545			
	31~50人槽	2,037			2,129			
	51人槽~	2,326			2,429			
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	384			408			
	6~7人槽	462			492			
	8~10人槽	585			627			
	11~20人槽	1,092			1,164			
	21~30人槽	1,860			1,953			
	31~50人槽	2,496			2,610			
	51人槽~	2,850			2,979			
高度窒素除去能力を有する高度処分型の浄化槽	5人槽	474			504			
	6~7人槽	615			654			
	8~10人槽	723			774			
	11~20人槽	1,092			1,164			
	21~30人槽	1,860			1,953			
	31~50人槽	2,496			2,610			
	51人槽~	2,850			2,979			
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	528			558			
	6~7人槽	693			738			
	8~10人槽	963			1,029			
	11~20人槽	1,674			1,779			
	21~30人槽	2,811			2,952			
	31~50人槽	3,774			3,912			
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	5人槽	489			516			
	6~7人槽	654			696			
	8~10人槽	903			963			
	11~20人槽	1,551			1,650			
	21~30人槽	2,607			2,736			
	31~50人槽	3,501			3,660			
51人槽~	3,906			4,080				
合計								

2. 宅内配管工事 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	300			
6~7人槽	300			
8~10人槽	300			
11~20人槽	300			
21~30人槽	300			
31~50人槽	300			
51人槽~	300			
合計				

3. 撤去 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			
6~7人槽	90			
8~10人槽	90			
11~20人槽	90			
21~30人槽	90			
31~50人槽	90			
51人槽~	90			
合計				

4. 雨水貯留槽等再利用 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			
6~7人槽	90			
8~10人槽	90			
11~20人槽	90			
21~30人槽	90			
31~50人槽	90			
51人槽~	90			
合計				

5. 既設浄化槽の改築 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
災害に伴う改築				
長寿命化計画に基づく改築				
ブロウの交換	21			
水中ポンプの交換	54			
マンホールの交換(樹脂製)	14			
マンホールの交換(鉄製)	60			
躯体・仕切版の補修	61			
担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	34			
上記以外				
合計				

6. 浄化槽整備効率化事業 (単位:千円)

	基準額	申請額	基数	小計
台帳作成費	15,000			
計画策定等調査費				
効果的な転換促進及び管理適正化推進費	15,000			
合計				

※セル(行及び列)の追加・削除を行わないこと。



様式1-2 (公共浄化槽等整備推進事業)

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表 (交付申請)

(単位:千円)

事業の内容		交付金の算出方法		
施設区分 (事業名)	公共浄化槽等整備推進事業	交付限度額 (A/3) ※千円未満切捨	N	
全体事業	総事業費	1/3事業	交付対象事業費実績及び見込み	
全体事業	交付対象事業費 (1/3事業) A			前年度まで O
全体事業	交付対象事業費 (1/2事業) B			今年度 P
全体事業	交付対象事業費 (1/2事業) B		合計 (O+P) Q	
当該年度事業	総事業費	進捗率 (Q/A) ※小数点以下第5位まで表示	R	
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象事業費)		過年度受入済額	S	
浄化槽設置 (別紙内訳 1. 浄化槽設置の合計額) C		単年度交付額 (N×R-S) ※千円未満切捨	T	
共同浄化槽設置 (別紙内訳 2. 共同浄化槽設置の合計額) D		1/2事業	交付限度額 (B/2) ※千円未満切捨	
宅内配管工事 (別紙内訳 3. 宅内配管工事の合計額) E		1/2事業	交付対象事業費実績及び見込み	
撤去 (別紙内訳 4. 撤去の合計額) F				前年度まで V
雨水貯留槽等再利用 (別紙内訳 5. 雨水貯留槽等再利用の合計額) G				今年度 W
小計 (C~Gの計) H			合計 (V+W) X	
事務費 (小計 Hの3.5%以内) I		進捗率 (X/B) ※小数点以下第5位まで表示	Y	
既設浄化槽の改築 (別紙内訳 6. 既設浄化槽の改築の合計額) J		過年度受入済額	Z	
浄化槽整備効率化事業 (別紙内訳 7. 浄化槽整備効率化事業の合計額) K		単年度交付額 (U×Y-Z) ※千円未満切捨	α	
控除額 L		単年度交付額 (T+α) ※計算上の上限額		
交付対象事業費 (I+J+K-L) M		交付金額 (申請額)		

※欄 (行、列) の追加削除を行わないこと。

1. 浄化槽設置

(単位:千円)

区分		通常			豪雪地帯又は特別豪雪地帯			小計
		基準額 (1基あたり)	申請額 (1基あたり)	基数	基準額 (1基あたり)	申請額 (1基あたり)	基数	
浄化槽	5人槽	837			882			
	6~7人槽	1,043			1,104			
	8~10人槽	1,375			1,495			
	11~15人槽	2,039			2,191			
	16~20人槽	2,786			2,937			
	21~25人槽	3,332			3,491			
	26~30人槽	4,066			4,271			
	31~40人槽	4,521			4,743			
	41~50人槽	5,737			5,993			
	51人槽~							
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	882			930		
6~7人槽		1,080			1,143			
8~10人槽		1,404			1,527			
11~15人槽		2,139			2,289			
16~20人槽		3,288			3,477			
21~25人槽		4,140			4,356			
26~30人槽		4,812			5,049			
31~40人槽		5,592			5,856			
41~50人槽		6,441			6,729			
51人槽~								
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽		5人槽	1,092			1,152		
	6~7人槽	1,437			1,521			
	8~10人槽	1,734			1,884			
	11~15人槽	2,139			2,289			
	16~20人槽	3,288			3,477			
	21~25人槽	4,140			4,356			
	26~30人槽	4,812			5,049			
	31~40人槽	5,592			5,856			
	41~50人槽	6,441			6,729			
	51人槽~							
	窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	1,137			1,200		
6~7人槽		1,431			1,527			
8~10人槽		1,932			2,075			
11~15人槽		2,787			2,982			
16~20人槽		4,287			4,530			
21~25人槽		5,394			5,667			
26~30人槽		6,270			6,576			
31~40人槽		7,287			7,620			
41~50人槽		8,397			8,766			
51人槽~								
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		5人槽	1,083			1,143		
	6~7人槽	1,377			1,467			
	8~10人槽	1,848			1,983			
	11~15人槽	2,649			2,832			
	16~20人槽	4,074			4,305			
	21~25人槽	5,127			5,388			
	26~30人槽	5,958			6,249			
	31~40人槽	6,924			7,242			
	41~50人槽	7,977			8,325			
	51人槽~							
	合計							

2. 共同浄化槽設置

(単位:千円)

	浄化槽の規模	接続戸数	総事業費	申請額 (1基あたり)	基数	小計
浄化槽	14人槽	4	3,348			
	18人槽	5	4,185			
	21人槽	6	5,022			
	25人槽	7	5,859			
	30人槽	8	6,696			
	40人槽	11	9,207			
	45人槽	12	10,044			
	50人槽	14	11,718			
	60人槽	17	14,229			
	70人槽	20	16,740			
	80人槽	22	18,414			
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	90人槽	25	20,925			
	100人槽	28	23,436			
	14人槽	4	4,080			
	18人槽	5	5,100			
	21人槽	6	6,120			
	25人槽	7	7,140			
	30人槽	8	8,160			
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	40人槽	11	11,240			
	45人槽	12	12,240			
	50人槽	14	14,280			
	51人槽以上					
	14人槽	4	4,548			
	18人槽	5	5,685			
	21人槽	6	6,822			
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	25人槽	7	7,959			
	30人槽	8	9,096			
	40人槽	11	12,507			
	45人槽	12	13,644			
	50人槽	14	15,918			
	51人槽以上					
	14人槽	4	4,332			
合計	18人槽	5	5,415			
	21人槽	6	6,498			
	25人槽	7	7,581			
	30人槽	8	8,664			
	40人槽	11	11,913			
	45人槽	12	12,996			
	50人槽	14	15,162			
51人槽以上						

※セル(行及び列)の追加・削除を行わないこと。

3. 宅内配管工事

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	300			
6~7人槽	300			
8~10人槽	300			
11~15人槽	300			
16~20人槽	300			
21~25人槽	300			
26~30人槽	300			
31~40人槽	300			
41~50人槽	300			
51人槽~	300			
合計				

4. 撤去

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			
6~7人槽	90			
8~10人槽	90			
11~15人槽	90			
16~20人槽	90			
21~25人槽	90			
26~30人槽	90			
31~40人槽	90			
41~50人槽	90			
51人槽~	90			
合計				

5. 雨水貯留槽等再利用

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			
6~7人槽	90			
8~10人槽	90			
11~15人槽	90			
16~20人槽	90			
21~25人槽	90			
26~30人槽	90			
31~40人槽	90			
41~50人槽	90			
51人槽~	90			
合計				

6. 既設浄化槽の改築

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	申請額 (1基当たり)	基数	小計
災害に伴う改築				
長寿命化計画に基づく改築				
プロフの交換	52			
水中ポンプの交換	135			
マンホールの交換(樹脂製)	35			
マンホールの交換(鉄製)	150			
躯体・仕切版の補修	153			
躯体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	84			
上記以外				
合計				

7. 浄化槽整備効率化事業

(単位:千円)

	基準額	申請額	基数	小計
台帳作成費	15,000			
調査費①				
調査費②				
計画策定等調査費				
効果的な転換促進及び管理適正化推進費	15,000			
合計				

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
施設区分（事業名）		1 / 3 事業	交付限度額 $H = A \div 3$
施設区分詳細			交付対象事業費実績及び見込み 前年度まで I
処理能力			今年度 J
全体事業	総事業費		合計 $K = I + J$
全体事業	交付対象事業費（1 / 3 事業） A		進捗率 $L = K \div A$
全体事業	交付対象事業費（1 / 2 事業） B		過年度受入済額 M
当該年度事業	総事業費		単年度交付額 $N = H \times L - M$
当該年度事業に係る経費の配分 （交付対象事業費）		1 / 2 事業	交付限度額 $O = B \div 2$
本工事費			交付対象事業費実績及び見込み 前年度まで P
付帯工事費			今年度 Q
廃焼却施設解体費			合計 $R = P + Q$
用地費及び補償費			進捗率 $S = R \div B$
調査費			過年度受入済額 T
工事雑費			単年度交付額 $U = O \times S - T$
その他		交付金額（計算上の上限） $V = N + U$	
工事費計 C		交付金額（申請額）	
事務費 D		摘要	
事業費 $E = C + D$			
控除額 F			
交付基本額 $G = E - F$			
総事業費と交付対象事業費の差額の比較			
事務費の算出方法			
工期全体の工事費（工事雑費を除く） （W）			
事務费率（X）			
事務費限度額 （Y） = （W） × （X）			
直近下位の最高額（Z）			
工期全体の事務費（AA）			

※欄（行、列）の追加・削除を行わないこと。

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業費財源表

(単位:千円)

区 分		金 額
国 庫 交 付 金		
地 方 負 担 金	一 般 歳 入	
	地 方 債	
	受 益 者 負 担 金	
	都 道 府 県 補 助 金	
	市 町 村 分 担 金	
	そ の 他 ( )	
	計	
総 事 業 費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいい、申請の際における予定額を含む。
2. その他に計上したものについては、内容を括弧内に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。
4. 予算財源ごとではなく、本表を1つにまとめて提出して構わない。

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金  
PFI 等の民間活用検討結果報告書

1 VFM の算出

項目	事業実施方式		
公的財政負担額の 現在価値			
V F M	—		

※ 事業実施方式については、導入の検討を行ったものを記載すること。

2 導入に関する検討結果

※ 検討結果に関する調査報告書等があれば合わせて添付すること。



## 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

自 令和〇〇年4月1日  
至 令和〇〇年3月31日

## 【経常費用】

(単位：千円)

1. 処理原価		
(1) 人件費		
(2) 物件費等		
(3) 移転費用		
合 計		
2. 管理費用		
(1) 人件費		
(2) 物件費等		
(3) 移転費用		
(4) その他管理費用		
合 計		0
経 常 行 政 コ ス ト a		0
構 成 比 率 ( % )		

## 【経常収益】

1. 使用料及び手数料		
(1) 指定袋・シール等販売収入		
(2) 直接搬入ごみ手数料		
(3) その他		
合 計		0
2. 補助金等収入		
(1) 国県等支出金（運営費補助金等）		
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金（処理及び維持管理費）		
(3) その他		
合 計		0
3. その他		
(1) 資源物等売却収入		
(2) 売電等収入		
(3) その他		
合 計		0
経 常 収 益 合 計 b		0
b / a ( % )		

( 差 引 ) 純 経 常 行 政 コ ス ト		0
( a - b ) = c		

## 【経常外費用】

1. 移転費用		
(1) 組合分担金等（建設・改良費）		
(2) その他		
合 計		0
2. その他		
(1) 災害廃棄物処理事業経費		
(2) 資産除売却損		
(3) その他		
合 計		0
経 常 外 費 用 合 計		0

## 【経常外収益】

1. 施設整備補助金等収入		
(1) 国県等支出金（施設整備補助金）		
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良費）		
(3) その他		
合 計		0
2. その他		
(1) 災害廃棄物処理事業収益		
(2) 資産売却益		
(3) その他		
合 計		0
経 常 外 収 益 合 計		0

( 差 引 ) 純 行 政 コ ス ト		0
c + ( d - e )		

## 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

(令和〇〇年3月31日現在)

(単位：千円)

項目			
<b>[資産の部]</b>			
1	有形固定資産		
	(1) 土地		
	(2) 施設設備		
	① 取得価額		
	② 減価償却累計額		
	(3) 車両等		
	① 取得価額		
	② 減価償却累計額		
	(4) 建設仮勘定		
	有形固定資産合計		0
2	無形固定資産		
	(1) ソフトウェア		
	(2) その他		
	無形固定資産合計		0
3	その他		
	資産合計 a		0
<b>[負債の部]</b>			
1	地方債		
2	長期未払金		
3	退職手当引当金		
4	その他		
	負債合計 b		0
	(差引)資産負債差額		
	( a - b ) = c		0



様式第2 交付金交付申請報告書

文 書 番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請報告書

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、別紙のとおり交付金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第1を提出すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

様式第3 交付金交付決定変更申請書

文 書 番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 書 氏 名

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更申請書

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について交付決定の内容等を次のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

交付対象事業	交付決定 年 月 日 番 号	交 付 決 定 額	変 更 増△減額	改交付決定 額	変更申請の 主たる理由

(備考) 「変更申請の主たる理由」は、事業ごとに簡潔に記載すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

様式第4 交付金交付決定変更申請報告書

文 書 番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

都 道 府 県 知 事

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更申請報告書

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、別紙のとおり交付決定の内容等の変更の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく、報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第3を提出すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

様式第5 交付対象事業の完了予定期日変更報告書

文 書 番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 者 氏 名

令和〇〇年度交付対象事業の完了予定期日変更報告書

交付対象事業	交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の理由
	番 号 年月日	交付金額	変更前	変更後	種 別	繰越額	

(備考)

- 記載順は、「明許繰越」、「事故繰越」、「繰越を伴わないもの」の順に記載すること。
- 予算の繰越を伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- 責任者の所属部署・職名・氏名
- 担当者の所属部署・職名・氏名
- 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

文 書 番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 者 氏 名

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付環循適発第 号をもって交付金の交付決定を受けた  
令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金について、下記のとおり中止（廃止）したい  
ので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

記

1. 交付対象事業
2. 交付金交付決定額 円
3. 中止（廃止）を必要とする理由
4. 中止（廃止）の予定年月日
5. 中止（廃止）が交付金事業に及ぼす影響
6. 中止（廃止）後の措置

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

知 事 殿

申 請 者 ○○市長

令和○年度循環型社会形成推進交付金事業実績報告書

令和○年度において国庫交付金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業主体名 : \_\_\_\_\_
- 2 循環型社会形成推進地域計画承認通知年月日 : \_\_\_\_\_
- 3 循環型社会形成推進地域計画期間 : \_\_\_\_\_
- 4 実績報告額表 (※各財源別の金額を本表に全て記載すること) (単位: 千円)

項 目	事業年度	申請額			実績額				調整額 (C-B)	差引額 (A-C)	備考	
		交付基本額	交付金額	交付決定額 (A)	交付基本額	交付基本額に交 付率を乗じて算 出した額 (B)	交付金額 (C)	交付金受入済 額				
令和○年度当初予算分	(過年度分)											
	(当該年度分)											
	(合 計)											
(内 訳)		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
	令和○年度(令和●年度からの 当初予算繰越分)	(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
(内 訳)		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
	令和○年度(令和●年度からの 補正予算繰越分)	(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
(内 訳)		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										
		(過年度分)										
		(当該年度分)										
		(合 計)										

(備考) 本様式に様式7-2及び様式7-3をあわせたものが報告書である。

- 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

様式7-2 (浄化槽設置整備事業)

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表 (実績報告)

(単位: 千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
施設区分 (事業名)		浄化槽設置整備事業	
全体事業	総事業費	1 / 3 事業	交付限度額 (A/3) ※千円未満切捨 L
	交付対象事業費 (1/3事業) A		前年度まで M
	交付対象事業費 (1/2事業) B		今年度 N
			合計 (M+N) O
当該年度事業	総事業費		進捗率 (O/A) ※小数点以下第5位まで表示 P
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象事業費)			過年度受入済額 Q
浄化槽設置 (別紙内訳 1. 浄化槽設置の合計額) C			単年度交付額 (L×P-Q) ※千円未満切捨 R
宅内配管工事 (別紙内訳 2. 宅内配管工事の合計額) D		1 / 2 事業	交付限度額 (B/2) ※千円未満切捨 S
撤去 (別紙内訳 3. 撤去の合計額) E			前年度まで T
雨水貯留槽等再利用 (別紙内訳 4. 雨水貯留槽等再利用の合計額) F			今年度 U
既設浄化槽の改築 (別紙内訳 5. 既設浄化槽の改築の合計額) G			合計 (T+U) V
浄化槽整備効率化事業 (別紙内訳 6. 浄化槽整備効率化事業の合計額) H			進捗率 (V/B) ※小数点以下第5位まで表示 W
小計 (C~Hの計) I			過年度受入済額 X
控除額 J			単年度交付額 (S×W-X) ※千円未満切捨 Y
交付対象事業費 (I-J) K			単年度交付額 (R+Y) ※計算上の交付金上限額 Z
			年度間調整による増額調整額 α
			交付金額 (Z+α)
		<摘要欄>	

※欄 (行、列) の追加削除を行わないこと。

1. 浄化槽設置 (単位:千円)

区分		通常			豪雪地帯又は特別豪雪地帯			小計
		基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	
浄化槽	5人槽	332			352			
	6~7人槽	414			441			
	8~10人槽	548			588			
	11~20人槽	939			1,002			
	21~30人槽	1,472			1,545			
	31~50人槽	2,037			2,129			
	51人槽~	2,326			2,429			
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	384			408		
6~7人槽	462			492				
8~10人槽	585			627				
11~20人槽	1,092			1,164				
21~30人槽	1,860			1,953				
31~50人槽	2,496			2,610				
51人槽~	2,850			2,979				
高度窒素除去能力を有する高度処分型の浄化槽	5人槽	474			504			
	6~7人槽	615			654			
	8~10人槽	723			774			
	11~20人槽	1,092			1,164			
	21~30人槽	1,860			1,953			
	31~50人槽	2,496			2,610			
	51人槽~	2,850			2,979			
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	528			558		
6~7人槽		693			738			
8~10人槽		963			1,029			
11~20人槽		1,674			1,779			
21~30人槽		2,811			2,952			
31~50人槽		3,774			3,912			
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	5人槽	489			516			
	6~7人槽	654			696			
	8~10人槽	903			963			
	11~20人槽	1,551			1,650			
	21~30人槽	2,607			2,736			
	31~50人槽	3,501			3,660			
51人槽~	3,906			4,080				
合計								

※セル(行及び列)の追加・削除を行わないこと。

2. 宅内配管工事 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	300			
6~7人槽	300			
8~10人槽	300			
11~20人槽	300			
21~30人槽	300			
31~50人槽	300			
51人槽~	300			
合計				

3. 撤去 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			
6~7人槽	90			
8~10人槽	90			
11~20人槽	90			
21~30人槽	90			
31~50人槽	90			
51人槽~	90			
合計				

4. 雨水貯留槽等再利用 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			
6~7人槽	90			
8~10人槽	90			
11~20人槽	90			
21~30人槽	90			
31~50人槽	90			
51人槽~	90			
合計				

5. 既設浄化槽の改築 (単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
災害に伴う改築				
長寿命化計画に基づく改築				
フロアの交換	21			0
水中ポンプの交換	54			0
マンホールの交換(樹脂製)	14			0
マンホールの交換(鉄製)	60			0
躯体・仕切版の補修	61			0
担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	34			0
上記以外				0
合計				0

6. 浄化槽整備効率化事業 (単位:千円)

	基準額	実績額	基数	小計
台帳作成費	15,000			
計画策定等調査費				
効果的な転換促進及び管理適正化推進費	15,000			
合計				



様式7-2 (公共浄化槽等整備推進事業)

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表 (実績報告)

(単位:千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
施設区分 (事業名)	公共浄化槽等整備推進事業	交付限度額 (A/3) ※千円未満切捨	N
全体事業	総事業費	1/3事業 交付対象事業費実績	前年度まで
全体事業	交付対象事業費 (1/3事業) A		今年度
全体事業	交付対象事業費 (1/2事業) B		合計 (O+P)
当該年度事業	総事業費	進捗率 (Q/A) ※小数点以下第5位まで表示	R
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象事業費)		過年度受入済額	S
浄化槽設置 (別紙内訳 1. 浄化槽設置の合計額) C		単年度交付額 (N×R-S) ※千円未満切捨	T
共同浄化槽設置 (別紙内訳 2. 共同浄化槽設置の合計額) D		1/2事業 交付限度額 (B/2) ※千円未満切捨	U
宅内配管工事 (別紙内訳 3. 宅内配管工事の合計額) E		1/2事業 交付対象事業費実績	前年度まで
撤去 (別紙内訳 4. 撤去の合計額) F			今年度
雨水貯留槽等再利用 (別紙内訳 5. 雨水貯留槽等再利用の合計額) G			合計 (V+W)
小計 (C~Gの計) H		進捗率 (X/B) ※小数点以下第5位まで表示	Y
事務費 (小計 Hの3.5%以内) I		過年度受入済額	Z
既設浄化槽の改築 (別紙内訳 6. 既設浄化槽の改築の合計額) J		単年度交付額 (U×Y-Z) ※千円未満切捨	α
浄化槽整備効率化事業 (別紙内訳 7. 浄化槽整備効率化事業の合計額) K		単年度交付額 (T+α) ※計算上の交付金上限額	β
控除額 L		年度間調整による増額調整額	γ
交付対象事業費 (I+J+K-L) M		交付金額 (β+γ)	
		< 摘要欄 >	

※欄 (行、列) の追加削除を行わないこと。

1. 浄化槽設置

(単位:千円)

区分		通常			豪雪地帯又は特別豪雪地帯			小計
		基準額 (1基あたり)	実績額 (1基あたり)	基数	基準額 (1基あたり)	実績額 (1基あたり)	基数	
浄化槽	5人槽	837			882			
	6~7人槽	1,043			1,104			
	8~10人槽	1,375			1,495			
	11~15人槽	2,039			2,191			
	16~20人槽	2,786			2,937			
	21~25人槽	3,332			3,491			
	26~30人槽	4,066			4,271			
	31~40人槽	4,521			4,743			
	41~50人槽	5,737			5,993			
	51人槽~							
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	882			930		
6~7人槽		1,080			1,143			
8~10人槽		1,404			1,527			
11~15人槽		2,139			2,289			
16~20人槽		3,288			3,477			
21~25人槽		4,140			4,356			
26~30人槽		4,812			5,049			
31~40人槽		5,592			5,856			
41~50人槽		6,441			6,729			
51人槽~								
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽		5人槽	1,092			1,152		
	6~7人槽	1,437			1,521			
	8~10人槽	1,734			1,884			
	11~15人槽	2,139			2,289			
	16~20人槽	3,288			3,477			
	21~25人槽	4,140			4,356			
	26~30人槽	4,812			5,049			
	31~40人槽	5,592			5,856			
	41~50人槽	6,441			6,729			
	51人槽~							
	窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	1,137			1,200		
6~7人槽		1,431			1,527			
8~10人槽		1,932			2,075			
11~15人槽		2,787			2,982			
16~20人槽		4,287			4,530			
21~25人槽		5,394			5,667			
26~30人槽		6,270			6,576			
31~40人槽		7,287			7,620			
41~50人槽		8,397			8,766			
51人槽~								
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		5人槽	1,083			1,143		
	6~7人槽	1,377			1,467			
	8~10人槽	1,848			1,983			
	11~15人槽	2,649			2,832			
	16~20人槽	4,074			4,305			
	21~25人槽	5,127			5,388			
	26~30人槽	5,958			6,249			
	31~40人槽	6,924			7,242			
	41~50人槽	7,977			8,325			
	51人槽~							
	合計							

2. 共同浄化槽設置

(単位:千円)

	浄化槽の規模	接続戸数	総事業費	実績額 (1基あたり)	基数	小計
浄化槽	14人槽	4	3,348			
	18人槽	5	4,185			
	21人槽	6	5,022			
	25人槽	7	5,859			
	30人槽	8	6,696			
	40人槽	11	9,207			
	45人槽	12	10,044			
	50人槽	14	11,718			
	60人槽	17	14,229			
	70人槽	20	16,740			
	80人槽	22	18,414			
	90人槽	25	20,925			
	100人槽	28	23,436			
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	14人槽	4	4,080		
18人槽		5	5,100			
21人槽		6	6,120			
25人槽		7	7,140			
30人槽		8	8,160			
40人槽		11	11,240			
45人槽		12	12,240			
50人槽		14	14,280			
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	14人槽	4	4,548			
	18人槽	5	5,685			
	21人槽	6	6,822			
	25人槽	7	7,959			
	30人槽	8	9,096			
	40人槽	11	12,507			
	45人槽	12	13,644			
	50人槽	14	15,918			
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	14人槽	4	4,332			
	18人槽	5	5,415			
	21人槽	6	6,498			
	25人槽	7	7,581			
	30人槽	8	8,664			
	40人槽	11	11,913			
	45人槽	12	12,996			
	50人槽	14	15,162			
合計						

※セル(行及び列)の追加・削除を行わないこと。

3. 宅内配管工事

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	300			0
6~7人槽	300			0
8~10人槽	300			0
11~15人槽	300			0
16~20人槽	300			0
21~25人槽	300			0
26~30人槽	300			0
31~40人槽	300			0
41~50人槽	300			0
51人槽~	300			0
合計			0	0

4. 撤去

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			0
6~7人槽	90			0
8~10人槽	90			0
11~15人槽	90			0
16~20人槽	90			0
21~25人槽	90			0
26~30人槽	90			0
31~40人槽	90			0
41~50人槽	90			0
51人槽~	90			0
合計			0	0

5. 雨水貯留槽等再利用

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
5人槽	90			
6~7人槽	90			
8~10人槽	90			
11~15人槽	90			
16~20人槽	90			
21~25人槽	90			
26~30人槽	90			
31~40人槽	90			
41~50人槽	90			
51人槽~	90			
合計				

6. 既設浄化槽の改築

(単位:千円)

	基準額 (1基当たり)	実績額 (1基当たり)	基数	小計
災害に伴う改築				
長寿命化計画に基づく改築				
フロアの交換	52			
水中ポンプの交換	135			
マンホールの交換(樹脂製)	35			
マンホールの交換(鉄製)	150			
躯体・仕切版の補修	153			
組体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	84			
上記以外				
合計				

7. 浄化槽整備効率化事業

(単位:千円)

	基準額	実績額	基数	小計
台帳作成費	15,000			
調査費①				
調査費②				
計画策定等調査費				
効果的な転換促進及び管理適正化推進費	15,000			
合計				

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
施設区分 （事業名）		1 / 3 事業	交付限度額 $H = A \div 3$
施設区分詳細			前年度まで I
処理能力			今年度 J
全体 事業	総事業費		合計 $K = I + J$
全体 事業	交付対象事業費 （1 / 3 事業） A		進捗率 $L = K \div A$
全体 事業	交付対象事業費 （1 / 2 事業） B		過年度受入済額 M
当該年 度事業	総事業費		単年度交付額 $N = H \times L - M$
当該年度事業に係る経費の配分 （交付対象事業費）		1 / 2 事業	交付限度額 $O = B \div 2$
本工事費			前年度まで P
付帯工事費			今年度 Q
廃焼却施設解体費			合計 $R = P + Q$
用地費及び補償費			進捗率 $S = R \div B$
調査費			過年度受入済額 T
工事雑費			単年度交付額 $U = O \times S - T$
その他		単年度交付額（実績） $V = N + U$	
工事費計 C		年度間調整による増額調整額 A B	
事務費 D		交付金額 $V + A B$	
事業費 $E = C + D$		摘要	
控除額 F			
交付基本額 $G = E - F$			
総事業費と交付対象事業費の差額の比較			
事務費の算出方法			
工期全体の工事費（工事雑費を除く） （W）			
事務费率（X）			
事務費限度額 （Y） = （W） × （X）			
直近下位の最高額（Z）			
工期全体の事務費（AA）			

※欄（行、列）の追加・削除を行わないこと。

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業費財源精算表

(単位:千円)

区 分		金 額
国 庫 交 付 金		
地 方 負 担 金	一 般 歳 入	
	地 方 債	
	受 益 者 負 担 金	
	都 道 府 県 補 助 金	
	市 町 村 分 担 金	
	そ の 他 ( )	
	計	
総 事 業 費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいう。
2. その他に計上したものについては、内容を括弧内に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。
4. 予算財源ごとではなく、本表を1つにまとめて提出して構わない。

様式第8 交付金事業年度終了実績報告書

様式8-1

文 書 番 号  
年 月 日

知 事 殿

申 請 者 氏 名

令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金  
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付環循適発第 号をもって交付金の交付決定を受けた  
令和〇〇年度循環型社会形成推進交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正  
化に関する法律第14条後段の規定により、関係書類を添えて報告します。

(備考)

1. 本様式に様式8-2をあわせたものが報告書である。
2. 繰越手続きを行った場合、繰越計算書（明許又は事故）、翌年度に亘る債務負担の要求書、箇  
所別調書及び理由書、工程表、その他参考資料を合わせて添付すること。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）



様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (令和 年度)	目標 (割合※1) (令和 年度) A	実績 (割合※1) (令和 年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	t	t ( %)	t ( %)	%
	1 事業所当たりの排出量	t	t ( %)	t ( %)	%
	生活系 総排出量	t	t ( %)	t ( %)	%
	1 人当たりの排出量	kg/人	kg/人 ( %)	kg/人 ( %)	%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	t	t ( %)	t ( %)	%
再生利用量	直接資源化量	t ( %)	t ( %)	t ( %)	%
	総資源化量	t ( %)	t ( %)	t ( %)	%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	t ( %)	t ( %)	t ( %)	%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (令和 年度)	目 標 (令和 年度) A	実 績 (令和 年度) B	実績/目 標※3
総人口				—
公共下水道	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
未処理人口	汚水衛生未処理人口			%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

## 2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの						
処理体制の構築、変更に関するもの						
処理施設の整備に関するもの						
施設整備に係る計画支援に関するもの						
その他						



3 目標の達成状況に関する評価

--

(都道府県知事の所見)

--

様式第 10

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標	現 状 (令和 年度)	目 標 (令和 年度) A	実 績 (令和 年度) B	実績 /目標
排出量	事業系 総排出量	t	t	t %
	1 事業所当たりの排出量	t	t	t %
	生活系 総排出量	t	t	t %
	1 事業所当たりの排出量	kg/人	kg/人	kg/人 %
合 計 事業系生活系総排出量合計	t	t	t %	%
再生利用量	直接資源化量	t	t	t %
	総資源化量	t	t	t %
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh
最終処分量	埋立最終処分量	t	t	t %

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (令和 年度)	目 標 (令和 年度) A	実 績 (令和 年度) B	実績 /目標
総人口				—
公共下水道	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
未処理人口	汚水衛生未処理人口			%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

--

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度	年度まで

(都道府県知事の所見)

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for providing the opinion of the prefectural governor. The box is currently blank.